

武蔵野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

武蔵野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成15年7月武蔵野市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前						
別表（第4条関係）						
補償基礎額表						
医師、 歯科医 師又は 薬剤師 としての経験 年数	5年未 満	5年以 上10年 未満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上
学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	9,060 円	10,332 円	<u>14,175</u> 円	<u>14,175</u> 円	<u>16,467</u> 円	<u>17,496</u> 円
学校薬剤師の補償基礎額（略）						
備考（略）						

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の武蔵野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべ

改正後							説明
別表（第４条関係）							字句の改正
補償基礎額表							
医師、 歯科医 師又は 薬剤師 としての経験 年数	５年未 満	５年以 上１０年 未満	１０年以 上１５年 未満	１５年以 上２０年 未満	２０年以 上２５年 未満	２５年以 上	
学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	9,060 円	10,332 円	<u>14,397</u> 円	<u>15,198</u> 円	<u>17,259</u> 円	<u>17,937</u> 円	
学校薬剤師の補償基礎額（略）							
備考（略）							

きものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の武蔵野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新規則の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。